

保育士等の資格保持者でお子様の保育施設利用を希望される方へ

待機児童解消対策として保育士確保に取り組むため、下記のとおり入所選考における保育士等への加点を設けています（55ページQ&A問21参照）。

加点条件（1～4をすべて満たす必要あり）

1. 保護者が、保育士・保育教諭・幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭・看護師・准看護師・保健師のいずれかの資格を有しており、①2・3号認定定員を設定する認可保育施設、②幼稚園、③企業主導型保育事業、④高槻認定こども園分室（年度利用保育）、⑤五領認定こども園分室（年度利用保育）、⑥高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）にて、保育士・みなし保育士・幼稚園教諭として勤務している又は勤務予定であること。
あるいは、保育士・看護師・准看護師・保健師・助産師のいずれかの資格を有しており、認可保育施設（小規模保育事業所等を除く）、幼稚園、企業主導型保育事業にて、病児保育事業に従事している又は従事予定であること。

	通常保育・教育	病児保育事業 （病児・病後児・体調不良）
対象資格 対象施設	認可保育所、認定こども園、 小規模保育事業所等、幼稚園、 企業主導型保育事業、高槻認定 こども園分室（年度利用保育）、 五領認定こども園分室（年度利 用保育）、高槻認定こども園休 日・一時預かり保育（定期利用）	認可保育所、認定こども園、 幼稚園、企業主導型保育事業
保育士	加点対象	加点対象
幼稚園教諭 小学校教諭 養護教諭	加点対象	加点対象外
看護師 准看護師 保健師	加点対象	加点対象
助産師	加点対象外	加点対象

2. 常勤又は常勤に準ずるものとして、月120時間以上（週30時間以上）勤務・従事している又は勤務予定・従事予定であること。
3. お子様が認可保育施設等を利用する間は、就労証明書に記載される勤務場所・勤務時間で保育士等として勤務・従事すること。
4. 上記1～3の事項について記載された同意書（職場の証明印が必要）に各資格を証する書類の写しを添付して提出すること。（同意書の様式は保育幼稚園事業課窓口・本市ホームページ「幼稚園・保育所等に関する様式集（保護者向け）」にございます。）

加点内容

勤務地	市内	市外
2・3号認定定員を設定する認可保育施設	+10点	+3点
幼稚園	+6点	+1点
企業主導型保育事業、 高槻認定こども園分室（年度利用保育）、五領認定こども園分室（年度利用保育）、 高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）	+6点	+1点
認可保育施設・幼稚園・企業主導型保育事業のいずれかにて勤務予定であるが、 いずれで勤務するかは、まだ決定していない	+6点	+1点

注意事項

- ・本加点は利用調整上の加点であり、入所を保証するものではありませんのでご了承ください。
- ・保護者ともに保育士等で本加点の対象の場合、加点は一方のみ（どちらかのみ）となります。